

令和7年9月4日
関 東 森 林 管 理 局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

パナソニックEWエンジニアリング株式会社
大阪府大阪市中心区城見2-1-61

2 指名停止期間

令和7年9月4日 ～ 令和7年12月3日（3ヵ月）

3 指名停止の理由

パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局長より監督処分（指示処分及び22日間の営業停止処分）を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：課長補佐